

議案第八号

港区立地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

港区立地域包括支援センター条例（平成十七年港区条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表港区立南麻布地域包括支援センターの項中「東京都港区南麻布一丁目五番二十六号」を「東京都港区南麻布三丁目五番十五号」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

南麻布地域包括支援センターの位置を変更するため、本案を提出いたします。